

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

訓令

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税務課)

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二百十号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中 第三節の二 県たばこ税（第七十七条の三 第七十七条の六）を「第三節 第四節 削除」

の二 県たばこ税（第七十七条の三 第八十二条の十五）に、「第四節の二」を「第四節」に、

「第九節 県固定資産税（第九十四条 第九十四条の三）」を「第九節 県固定資産税（第九十四条 第九十五条）」に改める。

第六十八条の二第三項中「専夫」を「ひとり親」に改める。

第二章中第四節の節名を削り、第四節の二を第四節とし、第十節の節名を削る。

様式目次中「専夫」を「ひとり親」に改める。

第十二号様式裏面中「前年」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特別基準割合」を「延滞金特別基準割合」と改める。

第十五号様式中「全額が2,000円未満で」と「額に1,000円未満の端数が」と「1,000円未満の端数が」と「その全額が2,000円未満で」と「全額又は端数金額」と「端数金額又はその全額」と「以後」と「から令和2年12月31日まで」と「については、当該

(1) 別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法」及び「当該特例基準割合」及び「加算した割合」及び「加算した割合、令和3年1月1日以後の期間について当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合」及び「割合」及び「割合）、令和3年1月1日以後の期間について延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）」と定める。

「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法」及び「特例基準割合、令和3年1月1日以後の期間について当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合（以下「還付加算金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該還付加算金特例基準割合）」と定める。

「全額が2,000円未満で」と「額に1,000円未満の端数が」と「1,000円未満の端数が」と「その全額が2,000円未満で」と「全額又は端数金額」と「端数金額又はその全額」及び「以後」と「から令和2年12月31日まで」と「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法」及び「特例基準割合、令和3年1月1日以後の期間について当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合（以下「還付加算金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該還付加算金特例基準割合）」及び「全額が1,000円未満で」と「額に100円未満の端数が」と「1,000円未満の端数」と「その全額が1,000円未満で」と定める。

「以後」と「から令和2年12月31日まで」と「については、当該期間」と「に」及び「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法」及び「当該特例基準割合」及び「当該特例基準割合」

「加算した割合」と「加算した割合、令和3年1月1日以後の期間について当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合」及び「割合）」及び「割合）、令和3年1月1日以後の期間について延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）」と定める。

「前年」と「の規定により告示された割合」と「に規定する平均貸付割合」及び「特例基準割合」及び「延滞金特例基準割合」及び「場合には」と「場合は」と定める。

「以後」と「から令和2年12月31日まで」と「については、当該期間」と「に」及び「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法」及び「当該特例基準割合」及び「当該特例基準割合」及び「加算した割合」と「加算した割合、令和3年1月1日以後の期間について当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）」及び「割合」と「割合）、令和3年1月1日以後の期間について当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合」と「に」及び「同号」と「日本銀行法第15条第1項第1号」及び「割合」となり、及び「割合」を乗じて計算します」と定める。

「以後」と「から令和2年12月31日まで」と「については、当該期間」と「に」及び「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法」及び「当該特例基準割合」及び「当該特例基準割合」

